



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 7 月 21 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/中国】

中国における「国境を跨いだ人民元建て資本取引に関する規定」について

国家外貨管理局は 2011 年 4 月 7 日、「国境を跨いだ人民元建て資本項目業務の手続の規範化に関する問題についての通知(匯総発[2011]38 号、以下『38 号通知』とします)」を公布(5 月 1 日から適用開始)しました。これにより、国境を跨いだ人民元建て決済における資本取引が、厳格に管理されつつも容認されることとなりました。主な内容は以下の通りです。

◎38 号通知の内容

手続区分		規定の内容
中国外への 直接投資	登記	<ul style="list-style-type: none">● 国内企業が国外へ直接投資を行う際は、外貨管理局での登記手続が必要となる。また、初期費用を人民元で送金する際も外貨管理局での登記手続が必要。● 国内企業が、国外に投資した企業に関する増減資・株式譲渡・清算などに伴って発生する人民元取引は、外貨管理局の認可文書に基づき、仕向・被仕向送金として実行できる。
中国内の外 資系企業へ の直接投資	登記	<ul style="list-style-type: none">● 出資・買収・設立準備に係る資金を、国境を跨いで人民元建て送金する場合、出資先現地法人所在地の外貨管理局において、登記手続が必要となる。
	出資払込 の検査	<ul style="list-style-type: none">● 国外投資家が、国境を跨いで人民元建てで現地法人設立への出資を行う場合、通常の現法設立手続と同様に、会計士事務所による「出資払込検査」を受けた上で、外貨管理局の「出資払込検査報告書」交付を受ける必要がある。● 国外投資家が、国境を跨いで人民元建てで国内企業の持分買収を行う場合、買収資金受取側の国内企業は、外貨管理局による「持分譲渡代金受取登記証明」の発行を受ける必要がある。● 外資系企業が、国境を跨いだ人民元建て決済により取得した資金を用いて国内投資を実施する場合、出資検証照会手続及び外貨登記が必要となる。
国内企業による国外への 貸出		<ul style="list-style-type: none">● 国内企業が人民元で国外の企業に貸出を行う場合、外貨管理局に国外貸出限度額の登記を行うことが必要となる。
人民元建てでの外国から の借入等		<ul style="list-style-type: none">● 国内企業(金融機関を含む)が人民元建てで外国から融資また保証を受ける場合、原則として現行の対外債務管理規定と対外保証管理規定に則り手続を行う。但し、外国から融資を受ける場合の外債専用口座開設申請は不要。

※上記通知には、関連する規定が未制定のものもあり、実際の手続では、関連当局の運用状況への留意が必要です。

【出所: 国家外貨管理局 HP】

照会先: 法人ソリューション営業部国際業務室(東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載